

# NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成30年7月6日

各位

**新商品** 人生100年時代の年金保険『長寿プレミアム』の販売開始

## 長寿プレミアム

無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型）

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文、以下「当社」）は、「人生100年時代」の到来に向け、ますます長くなるセカンドライフを安心して楽しく充実してお過ごしいただくために『無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・I型）／販売名称「長寿プレミアム」』を平成30年7月17日より販売開始いたします。

「長寿プレミアム」は、据置期間中の災害死亡保険金は一時払保険料（基本保険金額）の100%<sup>\*1</sup>となります。その上で、災害死亡保険金の支払事由に該当せず死亡した場合の死亡保険金、解約払戻金を一時払保険料の70%に抑制することにより「トンチン性」<sup>\*2</sup>を高め、年金原資を増加させる業界初<sup>\*3</sup>の一時払個人年金保険です。

据置期間満了後にそなえて準備したご資金を受取ることに加え、ご契約日の1年経過後から定期支払金をお受け取りいただくプランもご選択可能であり、「人生100年時代」に「そなえて」「たのしむ」「うけとる」しくみを準備できる個人年金保険です。

### 「長寿プレミアム」の主な特徴

業界初<sup>\*3</sup>

**そなえる**

据置期間中の死亡保険金・解約払戻金を一時払保険料より低く抑えることで、将来の年金原資を大きく増やします



- 据置期間中の災害死亡保険金は一時払保険料の100%<sup>\*1</sup>となります。
- 据置期間中の死亡保険金<sup>\*4</sup>、解約払戻金を一時払保険料の70%に抑制することで長生きした場合の年金原資を増加させます。
- 基本プランは「円」、「豪ドル・米ドル」からお選びいただけます。運用通貨として「豪ドル・米ドル」を選択した場合、海外の高金利を活用して、円よりも年金原資をさらに増やすことが期待できます。

**たのしむ**

ご契約1年経過後、定期支払金の受取りが可能です  
「定期支払プラン」



- 運用通貨として「豪ドル・米ドル」を選択された場合、基本プランに加え、定期支払プランをお選びいただくことができます。
- 定期支払プランを選択された場合、契約日の1年経過後から、毎年、指定された口座に自動的に定期支払金が振り込まれますので、お金の受取りを楽しみながら、長生きに備えることができます。

**うけとる**

ニーズに合わせて年金の受取方法をご選択いただけます。

- 据置期間満了後に受取る場合、「確定年金」「保証期間付終身年金」「年金原資確保型終身年金」からご選択いただけます。
- 年金でのお受け取りに代えて年金原資を一括でお受け取りいただくことも可能です。

\*1 運用通貨が「豪ドル・米ドル」の場合、災害死亡保険金は一時払保険料の100%に為替変動率を乗じた金額となります。

\*2 「トンチン性」とは、「死亡した人の保障を抑え、その分を長生きした人の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取れることをいい、イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

\*3 T&Dフィナンシャル生命調べ(2018年6月末時点)。2018年6月末時点の生命保険各社の一時払保険を調査対象としています。

\*4 災害死亡保険金の支払事由に該当せず死亡した場合。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区芝浦1-1-1 〒105-0023

電話：03-6745-6808

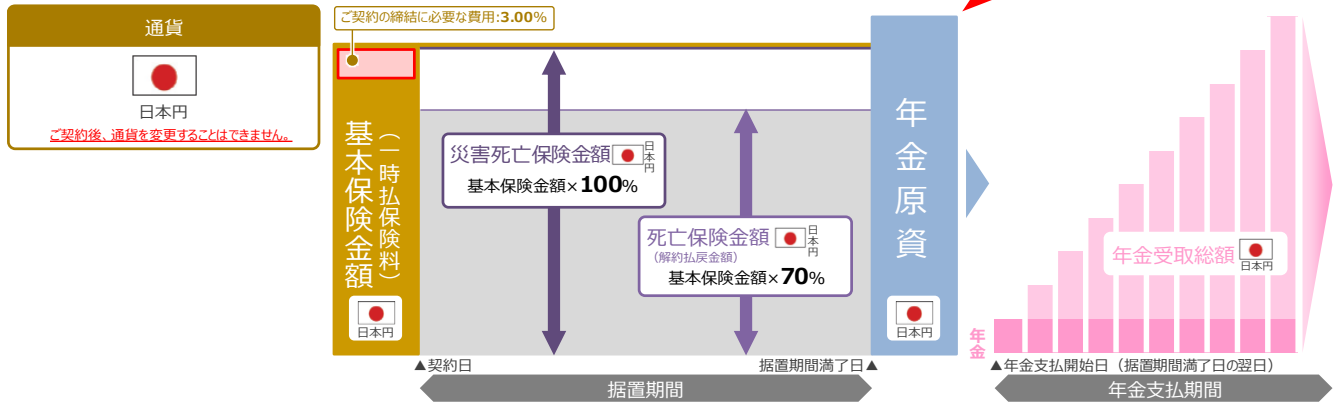


T&D保険グループ

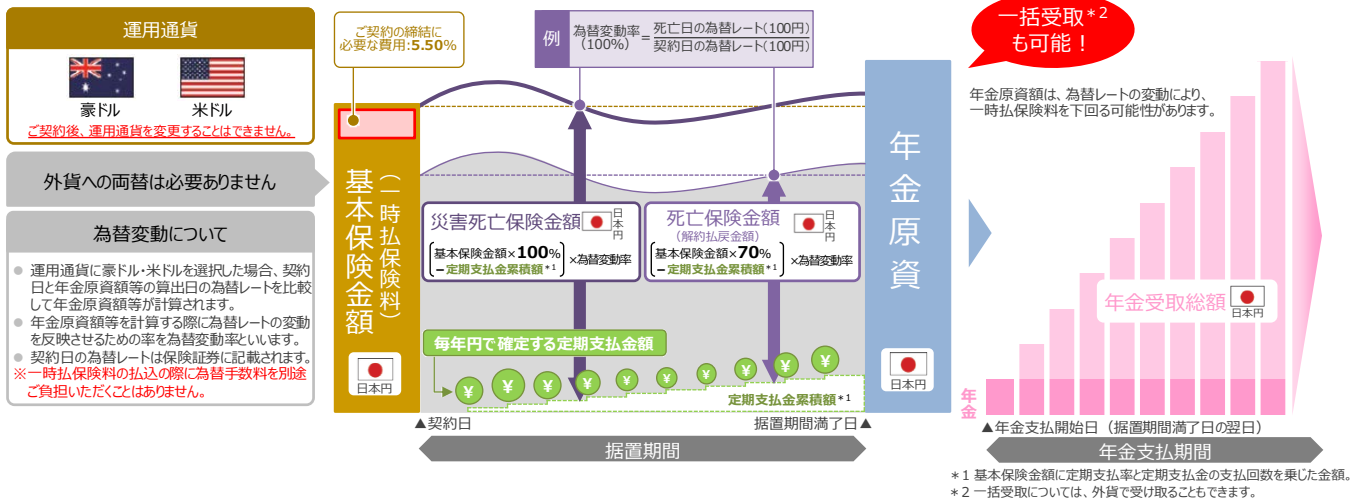
しくみ図 (イメージ)

しくみ図 (イメージ) は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の年金額等を保証するものではありません。

《基本プラン》 (通貨：円の場合)



《定期支払プラン》 (運用通貨：豪ドル・米ドル)



※しくみ図について、くわしくは「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼商品パンフレット」をご覧ください。

I 「長寿プレミアム」の取扱い

	基本プラン		定期支払プラン
	連動通貨特則 (*)	適用しない	適用する
通貨 (運用通貨)	円	豪ドル・米ドル	豪ドル・米ドル
定期支払金	なし		あり
据置期間 (ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間)	男性：5～29年 女性：6～34年 ※被保険者の契約日の満年齢、性別ごとに設定		
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	55～90歳		
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上、7億円以下 (1,000円単位) (注)		
保険料払込方法	一時払		
年金支払開始年齢 (被保険者の満年齢)	確定年金	84～96歳	
	保証期間付終身年金		
	年金原資確保型終身年金		
確定年金の年金支払期間満了日および 保証期間付終身年金の保証期間満了日における被保険者の満年齢	105歳以下		
年金受取人	契約者または被保険者		
告知	職業告知		
付加できる主な特約	・外貨支払特約 ・新遺族年金支払特約 ・指定代理請求特約		

(注) 同一の被保険者について、基本保険金額は「長寿プレミアム」(既に加算されているこの保険を含みます)と当社所定の保険を通算して10億円を超えることはできません。

※この保険は金融情勢等によっては、一部または全部の据置期間・特約・特約において、お取扱を一時休止する場合があります。

(\*) 連動通貨特別を適用した場合に変更される主な取扱い

		連動通貨特別の適用あり		連動通貨特別の適用なし
通貨（運用通貨）		豪ドル	米ドル	円
対象となる 指標金利	据置期間 5～19年	オーストラリア 国債 10 年利回り	アメリカ合衆国 国債 10 年利回り	日本国債 10 年利回り
	据置期間 20～34年		アメリカ合衆国 国債 20 年利回り	日本国債 20 年利回り
年金原資額		年金支払開始日の前日における基本保険金額を 基準として計算した金額に <b>為替変動率を乗じた金額</b>		年金支払開始日の前日 における基本保険金額を基準と して計算した金額
災害死亡保険金額		被保険者が死亡された日の基本保険金額に <b>為替変動率を乗じた金額</b>		被保険者が死亡された日の 基本保険金額
死亡保険金額 または 解約払戻金額		被保険者が死亡された日または解約日の 基本保険金額に70%および <b>為替変動率を乗じた金額</b>		被保険者が死亡された日 または解約日の基本保険金額 に70%を乗じた金額
為替変動率		$\frac{\text{連動日の対象となる為替レート}}{\text{契約日の対象となる為替レート}} \times 100 (\%)$		
対象となる為替レート		当社所定の金融機関が公示する 各通貨の対顧客電信仲値（TTM）		
連動日	年金原資額	年金支払開始日の前日		
	災害死亡保険金額 死亡保険金額	被保険者の死亡日		
	解約払戻金額	解約・減額日		
	定期支払金額	定期支払日の前日		

## II 「長寿プレミアム」の諸費用・リスク

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用		
		連動通貨特別	適用なし	適用あり
契約締結時	ご契約の締結に 必要な費用	一時払保険料に対して	3.00%	5.50%
据置期間中	ご契約の維持等 に必要な費用	「ご契約の維持等に必要な費用」「災害死亡保険金に関する費用」が かかります。これらの費用は被保険者の契約年齢等により異なるた め、表示しておりません。		
外貨支払特約により保険金等を 外貨でお受取になる場合	外貨の取扱い に必要な費用	保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料 等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱 金融機関によって異なります。		
年金支払開始日以後 （新遺族年金支払特約により 年金をお受取になる場合を 含みます）	年金の支払管理等 に必要な費用	年金額に対して 1.0%の範囲内で定める率（*）		

(\*) 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に 1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。  
なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。  
また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

- この保険は、据置期間中の死亡保険金額、解約払戻金額を抑制することにより、お受取りいただく年金額を大きくする生存保障重視型の個人年金保険（生命保険）です。
- 死亡保険金額、解約払戻金額は、**一時払保険料（基本保険金額）の70%となります。**

■ 連動通貨特則を適用した場合は以下にご注意ください。

**死亡保険金額、解約払戻金額は、一時払保険料の70%を下回る可能性があります。**

- 連動通貨特則を適用した場合、死亡保険金額（\*）、解約払戻金額（\*）は、為替レートの変動により、**一時払保険料の70%を下回る可能性があります。**

**災害死亡保険金額、年金原資額は、一時払保険料を下回る可能性があります。**

- 連動通貨特則を適用した場合、災害死亡保険金額（\*）、年金原資額（\*）は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

■ 連動通貨特則および定期支払金特則を適用した場合は、以下にご注意ください。

**死亡保険金額または解約払戻金額と定期支払金を累計した金額の合計は、一時払保険料の70%を下回る可能性があります。**

- 連動通貨特則および定期支払金特則を適用した場合、死亡保険金額（\*）または解約払戻金額（\*）とお支払事由が生じた定期支払金を累計した金額の合計は、為替レートの変動により、**一時払保険料の70%を下回る可能性があります。**

**災害死亡保険金額または年金原資額と定期支払金を累計した金額の合計は、一時払保険料を下回る可能性があります。**

- 連動通貨特則および定期支払金特則を適用した場合、災害死亡保険金額（\*）または年金原資額（\*）とお支払事由が生じた定期支払金を累計した金額の合計は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

（\*）外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った各金額を円貨に換算した金額。

以上

この資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されております「連動通貨」を「運用通貨」、「死亡時払戻金」を「死亡保険金」、「定期支払金相当額」を「定期支払金累積額」として記載しております。

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。